

別表六の二(十一)

「33」又は「42」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連
結
事
業
年
度・
・
・
・

法人名

()

各 連 結 法 人 に お け る 前 期 繰 越 算 分	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結 法 人 に お け る 前 期 繰 越 算 分	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	26	円
	調整前連結税額の個別帰属額 $(29) \times \frac{(1)}{(26)}$	2			特定機械装置等の取得をした 各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(1)の合計)	27	
各 連 結 法 人 に お け る 前 期 繰 越 算 分	所 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(十一)付表「11」の合計)	3		各 連 結 法 人 に お け る 前 期 繰 越 算 分	繰越税額控除限度超過額を有する 各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	28	
	同上のうち別表六の二(十一)付表 「7」が平成28年4月1日以後に係る額	4			調 整 前 連 結 税 額	29	
各 連 結 法 人 に お け る 前 期 繰 越 算 分	同上のうち建 物に構築物に 係る額			各 連 結 法 人 に お け る 前 期 繰 越 算 分	額 基 準 額	30	
	(3)のうち別 が平成28年4 に係る額				額の合計額 (の合計)	31	
各 連 結 法 人 に お け る 前 期 繰 越 算 分	同上のうち建 物に構築物に係る額			各 連 結 法 人 に お け る 前 期 繰 越 算 分	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「7の⑭」)	32	
	税額控除限度額の計算 $((4) - (5)) \times \frac{15}{100} + (5) \times \frac{8}{100}$	8			当 期 税 額 控 除 額 の 合 計 額 (31) - (32)	33	
各 連 結 法 人 に お け る 前 期 繰 越 算 分	税 額 控 除 限 度 額 $((6) - (7)) \times \frac{12}{100} + (7) \times \frac{6}{100}$	9		各 連 結 法 人 に お け る 前 期 繰 越 算 分	総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(29) \times \frac{20}{100}$	34	
	税 額 控 除 限 度 額 (8) + (9)	10			総調整前連結税額基準額の残額 (34)又は(34) - (31))	35	
各 連 結 法 人 に お け る 前 期 繰 越 算 分	法人税額基準額 $(30) \times \frac{(1)}{(27)}$	11		各 連 結 法 人 に お け る 前 期 繰 越 算 分	繰越税額控除可能額の合計 平 平 平 平 連 結 事 業 年 度 結 算 年 度 繰越税額控除可能額の合計 (各連結法人の(45)の①)の合計)	36	
	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	12			平 平 平 平 連 結 事 業 年 度 結 算 年 度 繰越税額控除可能額の合計 (各連結法人の(45)の②)の合計)	37	
各 連 結 法 人 に お け る 前 期 繰 越 算 分	法人税額基準額 (11)と(12)のうち少ない金額)	13		各 連 結 法 人 に お け る 前 期 繰 越 算 分	合 計	38	
	当 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額					39	
各 連 結 法 人 に お け る 前 期 繰 越 算 分	「42」欄			各 連 結 法 人 に お け る 前 期 繰 越 算 分	「2の⑮」	40	
	国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「平成28年旧措置法第68条の15第3項」 ② 「区分番号」欄: 「10295」 ③ 「適用額」欄: 「42」欄の金額					「2の⑯」	41
各 連 結 法 人 に お け る 前 期 繰 越 算 分	(44)の計			各 連 結 法 人 に お け る 前 期 繰 越 算 分	算 分 成 額		
	法人税額基準額 $(35) \times \frac{(1)}{(28)}$	18			当 期 繰 越 税 額 控 除 額 の 合 計 額 (38) - (41)	42	
各 連 結 法 人 に お け る 前 期 繰 越 算 分	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	19		各 連 結 法 人 に お け る 前 期 繰 越 算 分	法人税額の特別控除額の合計額 (33)又は(33) + (42))	43	
	個 別 帰 属 額 基 準 額 の 残 額 (19)又は(19) - (14))	20			連 結 事 業 年 度 又 是 事 業 年 度	44	45
各 連 結 法 人 に お け る 前 期 繰 越 算 分	法 人 税 額 基 準 額 (18)と(20)のうち少ない金額)	21		各 連 結 法 人 に お け る 前 期 繰 越 算 分	平 平 平 平 連 結 事 業 年 度 結 算 年 度		円
	当 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 (17)と(21)のうち少ない金額)	22			①		
各 連 結 法 人 に お け る 前 期 繰 越 算 分	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(39) \times \frac{(45)の①}{(36)} + (40) \times \frac{(45)の②}{(37)}$	23		各 連 結 法 人 に お け る 前 期 繰 越 算 分	平 平 平 平 連 結 事 業 年 度 結 算 年 度		円
	当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (22) - (23)	24			②		
各 連 結 法 人 に お け る 前 期 繰 越 算 分	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (16)又は(16) + (24))	25		各 連 結 法 人 に お け る 前 期 繰 越 算 分	計	(22)	

別表六の二(十一) 平二十八・四・一以後終了連結事業年度分